資 料 編

各施設等の所在位置図等

主要幹線道路図

下水道計画図 (汚水)

学校所在位置図

文化・スポーツ施設所在位置図

保育・子育て支援関係施設等所在位置図

用語解説

岩出市長期総合計画策定体制図

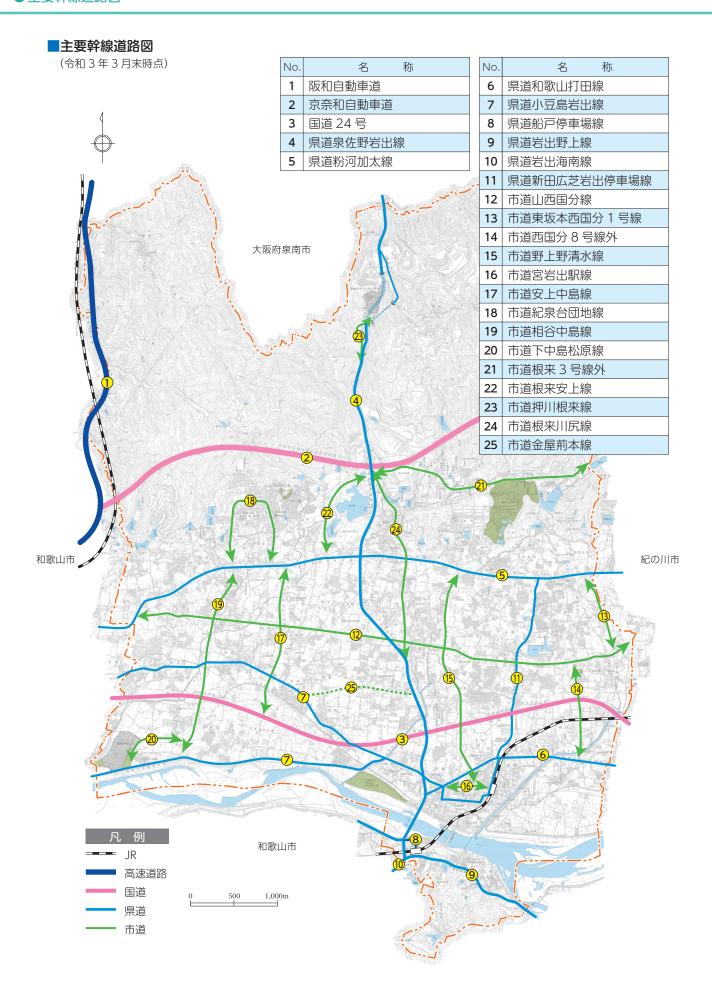
岩出市長期総合計画審議会条例

岩出市長期総合計画審議会委員名簿

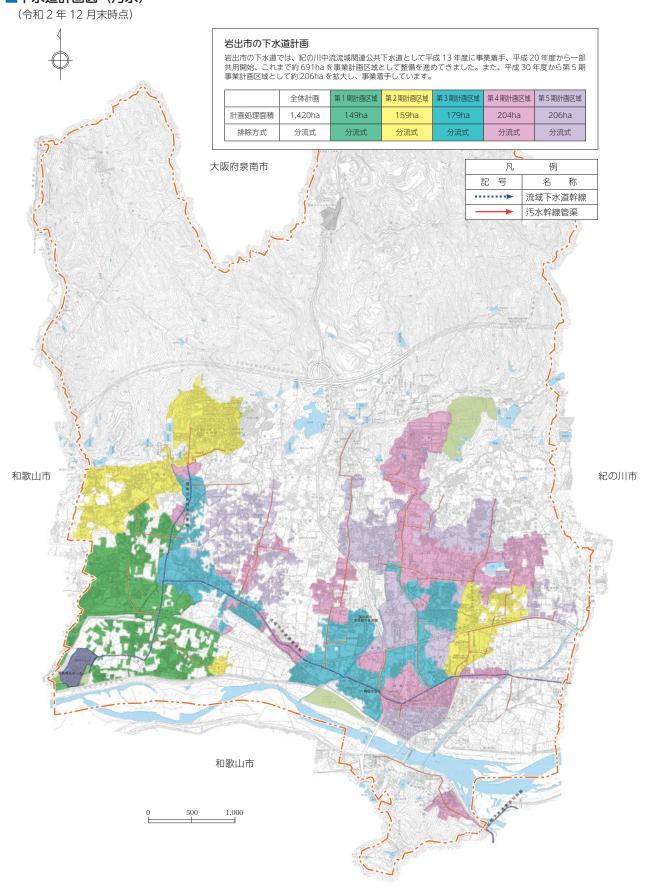
岩出市長期総合計画策定本部設置要綱

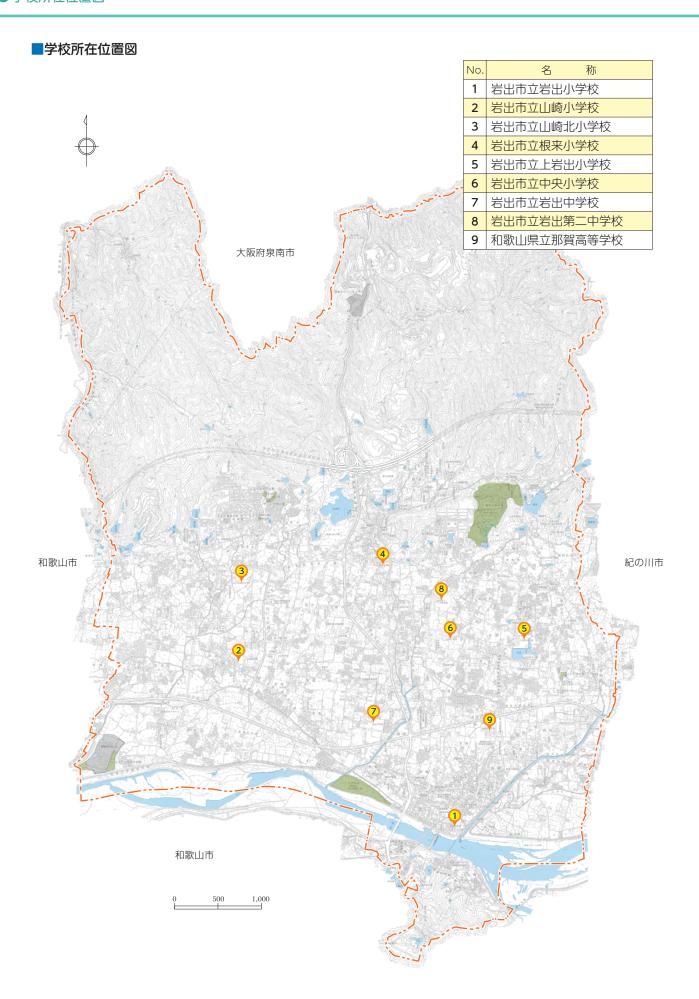
岩出市長期総合計画策定の経過

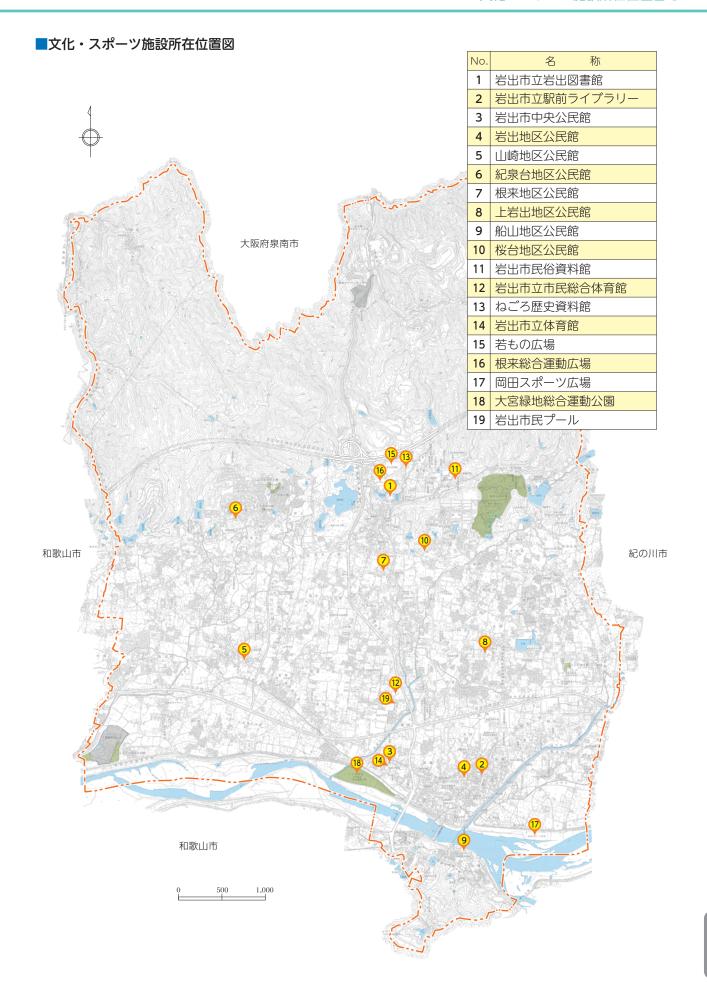
諮問・答申



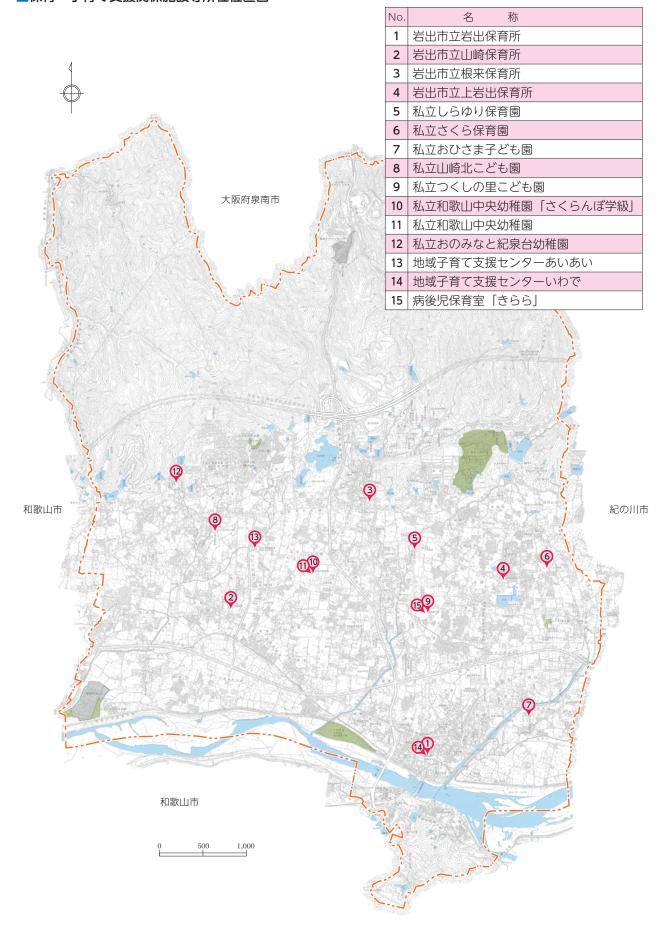
■下水道計画図(汚水)







■保育・子育て支援関係施設等所在位置図



用語解説



IOT (P7)

Internet of Things (モノのインターネット) の略で、家電、自動車、ロボットなどあらゆるものがインターネットにつながり、情報をやりとりすること。

ICT (P59,61,62,63,113,116,117)

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術 のこと。

RPA (P113)

Robotic Process Automation の略で、ソフトウェア上のロボットで業務を自動化する仕組みのこと。

アンコンシャス・バイアス (P75)

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。「無意識の偏見」と呼ばれる。

一般会計 (P13,14,15,16)

地方公共団体の会計の中心をなすも ので、行政運営の基本的な経費を網 羅し、計上した会計のこと。

一般財源 (P13,15)

財源の使途が特定されず、どのよう な経費にも使用することのできる財 源のこと。

インフラ (P5,25,26,28,29,35,44,45,118)

インフラストラクチャー (infrastructure) の略で、ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤や学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設などの産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

AI (P7,86,87,113)

Artificial Intelligence(人工知能)の略称で、学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピューターシステムのこと。

SNS (P42,72,102,103,113,114,115)

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。 Facebook、Twitter、Instagram、LINE などのサービスがある。

SDGs (P8,20,113)

Sustainable Development Goals の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

NPO (P7,41,54,56,113)

Nonprofit Organizationの略で、さまざまな社会貢献を行う民間の非営利組織の総称のこと。

温室効果ガス (P36,37)

大気中の二酸化炭素やメタンなど、 太陽からの熱を地球に封じ込め、地 表を暖める働きのあるガスのこと。



学校支援ボランティア (P61)

保護者、地域の人材、企業・団体等が子どもたちの教育のために、学校の教育活動や環境整備などを支援するボランティアのこと。

環境負荷 (P7)

資源やエネルギーの消費、廃棄物や 大気汚染物質の排出など人の活動に より環境に加えられる影響で、環境 保全上の支障の原因となるおそれの あるもののこと。

関係人口 (P97,103,113)

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

基金 (P5,16,17,118,119)

特定の目的のために財産を維持し、 資金を積み立て又は定額の資金を運 用するために設けられるもの。

行政改革 (P5,113,116,117)

行政機関において、業務の内容やその進め方、組織構成などを見直し、効率的な運営が行えるよう、また、それによって新たな財源を生み出せるように取り組むこと。

クラウド化 (P116)

官庁や企業などの情報システムで、 施設内にサーバなどの機器を設置し て運用してきたシステムをネット ワークを通じて外部の事業者のクラ ウドサービスを利用する方式に移行 すること。

繰出金 (P14,16)

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支払われる経費のこと。

グローバル化 (P7,20,110)

政治・経済・文化など、様々な面に おいて従来の国家・地域の垣根を超 え、地球規模で資本や情報のやり取 りが行われること。

経常収支比率 (P17,118,119)

地方自治体の財政力の弾力性を示す 指数で、地方税や地方交付税などの 収入に対し、人件費や扶助費などの 支出が占める割合のこと。

KPI (P8)

Key Performance Indicatorの略で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する定量的な指標のこと。

健全化判断比率 (P17)

地方公共団体の財政状況が健全な状態かを判断する指標で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4種類あり、法律で毎年度公表するよう義務付けられている。

広域災害・救急医療情報システム (P80)

災害時における「適切な情報の収集・ 提供」を目的としたシステムのこと。 医療機関の患者受け入れ可否の照会、 病院の被災状況や稼働可能な職員の 確認を可能としており、医療機関の 混乱により患者対応ができない事態 を回避するための機能がある。

公共用水域 (P35)

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、灌漑 用水路など、下水道を除く公共の目 的のために利用される水域や水路の こと。

合計特殊出生率 (P11)

ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推計する値で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

公債費 (P13,14,16,17)

借り入れた地方債の元利償還金等の 返済に支払われる経費のこと。

交通弱者 (P25,32,48,49)

自動車を自ら運転することができない等、自家用の交通手段がないため公共交通に頼らざるを得ない人。または、交通事故の被害に会いやすい人のこと。

国立社会保障·人口問題研究所 (P11)

人口・世帯数の将来推計や社会保障 費に関する統計の作成・調査研究な どを行う厚生労働省の政策研究機関 のこと。

子育て世代包括支援センター

(P92,93)

妊産婦や子育で期の保護者等の相談に保健師・助産師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行い、妊産婦や乳幼児及びその保護者等に対して切れ目のない支援を提供する窓口のこと。

ごみの再資源化 (P39)

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用すること。

コミュニティスクール (P60,61)

公立学校運営の仕組みとして導入された制度で、法律に基づく学校運営協議会を設置している学校を指し、学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」のために、連携・協働して取り組むシステム。



サイクルアンドバスライド (P25,32,33)

バス停付近に設置された駐輪場に自 転車を止め、バスに乗り換えて通勤や 通学など目的地に向かう方法のこと。

財政力指数 (P17)

地方公共団体の財政力を示す指数として用いられるもので、この指数が高いほど財源に余裕があるとされている。

三次救急医療 (P80)

二次救急医療まででは対応できない 重篤な疾患に対する救急医療のこと。

3010運動 (P39)

会食や宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開きの10分前になったら、自分の席に戻って料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品口スを削減すること。

JET プログラム (P110)

The Japan Exchange and Teaching Programme の略で、外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業のこと。

事業系一般廃棄物 (P38)

事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外のもので、一般的には生ごみ、 リサイクルできない紙くずや剪定枝・ 枯葉類などのこと。

市債 (P13)

市が公共施設の整備などの建設事業を行うために必要な資金を国や金融機関など外部から調達する借入金で、その履行が一会計年度を越えて行われるもののこと。

自主防災組織 (P41,42,43)

災害による被害を軽減するため初期 対応活動を行う、地域ごとに自主的 に結成された組織のこと。

自助·共助·公助 (P41,42)

防災対策・災害対応における自助・ 共助・公助について、「自助」とは自 分の身は自分で守ること、「共助」と は地域や近隣の人などがお互いに協 力し合うこと、「公助」とは国、県、 市町村などの行政、消防機関による 救助・救援等のこと。

自助・互助・共助・公助 (P41,56,57)

地域福祉における自助・互助・共助・ 公助について、「自助」とは個人の努力や家族で支え合うこと、「互助」は 地域でお互いに支え合うこと、「共助」 はボランティアや住民組織、NPOの 活動で支え合うこと、「公助」とは行政が提供する公的援助のこと。

悉皆調査 (P106)

調査対象の全てに調査することで、全 数調査、全部調査とも呼ばれている。

実質赤字比率 (P17)

福祉・教育・まちづくり等を行う地 方公共団体の一般会計等の赤字の程 度を指標化し、財政運営の悪化の度 合いを示すもの。

実質公債費比率 (P17)

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

指定管理者制度 (P116,117)

公の施設の管理運営を、民間企業や NPO 法人などに委ねる制度。民間 事業者に施設の管理を委ねることで、 民間事業者が持つノウハウを活用し て、市民サービスを向上させるとと もに、施設管理の効率化を推進する ことを目的としている。

社会福祉協議会 (P56,57,90,91)

地域福祉の推進を図ることを目的に、 様々な福祉活動を推進する社会福祉 法に基づいて設置された非営利の団 体のこと。

循環型社会 (P7,25,38)

廃棄物の発生を極力抑え、発生した 廃棄物は環境に負荷を与えないよう 再利用、再資源化する社会のこと。

消費生活相談 (P52,53)

商品・サービスなどの契約や販売方 法に関する苦情や問い合わせ等、消 費者からの相談のこと。

情報モラル (P64)

情報社会で自らの行動に責任を持ち、 情報を正しく安全に利用するための 基になる考え方と態度のこと。

将来負担比率 (P17)

地方公共団体の一般会計等の借入金 や将来支払っていく可能性のある負 担等の現時点での残高を指標化し、 将来財政を圧迫する可能性の度合い を示すもの。

初期救急医療 (P80)

入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。一次救急医療ともいう。

食育 (P62,63)

食に関する文化やバランスの取れた 食生活・食習慣など、広い視野から 食について教育すること。

食品ロス (P39)

食べられるのに捨てられてしまう食 品のこと。

人口動態 (P9)

出生、死亡、転出入による人口の動きのこと。

新·放課後子ども総合プラン (P94,95)

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施する指針のこと。

スクールカウンセラー (P60)

学校現場において、児童・生徒、保護者、教職員の心の悩みに対して臨床心理に関する専門知識を生かしながら助言・援助を行う専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー (P60)

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを構築して支援する社会福祉の専門家のこと。

生活習慣病 (P77,86,87)

特に食生活、運動習慣、休養、喫煙、 飲酒などの習慣が、発病の進行に深 く関与している病気で、脳卒中、がん、 心臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常 症などのこと。

成年後見制度 (P88)

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人について、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のこと。

生物多様性 (P7)

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベル捉えられることが多い。

総合型地域スポーツクラブ (P70,71)

子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

Society5.0 (P8,59)

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を示すもので、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。



滞在型観光 (P104)

1ヵ所に滞在し、静養や体験型をはじめとしたレジャーを楽しむこと。または、そこを拠点に周辺の観光を楽しむ形態のこと。

待機児童 (P94,95)

保育所または学童保育施設に入所申 請をしているにもかかわらず、入所 できない状態にある児童のこと。

多文化共生社会 (P7,97,110,111)

国籍や民族などの異なる人々が、お 互いの文化的な違いを認め合い、対 等な関係を築こうとしながら、地域 社会の構成員として共に生きていく 社会のこと。

男女共同参画社会 (P74,75)

男女が互いにその人権を尊重しつつ 責任も分かち合い、性別にかかわり なく個性を十分に発揮し、自らの意 思で社会のあらゆる分野へ参画する ことができる社会のこと。

地域型保育事業 (P94)

小規模保育事業・家庭的保育事業・ 事業所内保育事業・居宅訪問型保育 事業の総称で、保育ニーズの高い 0 ~2歳児への対応を目的として設け られた小規模の保育事業のこと。

地域子育て支援センター (P92,93)

家庭にいる就学前児童とその保護者 が、自由に遊んだり、育児相談等が できる場のこと。

地域包括ケアシステム (P77,88,89)

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者それぞれに応じた、介護・予防・医療・生活支援等のサービスを一体的に提供する仕組みのこと。

地域見守り協力員 (P56,57,82)

和歌山県から委嘱された地域ごとの 実情に応じた見守り活動を行うボランティアで、行政や福祉関係機関、 民生委員・児童委員等と連携して、 普段の生活で高齢者等への「さりげない見守り」や「声かけ」などを行う。

地球温暖化 (P5,7,25,36,37,60)

二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因により、大気や海洋の温度が上昇し、地球全体の平均気温が上昇すること。

地産地消 (P5,62,63)

その地域で生産された農林水産物を、 その生産された地域内において消費 する取組のこと。

地方創生 (P2,4,5,6,8,104)

人口急減・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生すること。

DV (P74,75)

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。

データヘルス計画 (P86,87)

医療費データや健診情報等のデータ 分析に基づいて、PDCA サイクルで 効率的・効果的な保健事業を展開す るための計画のこと。

投資的経費 (P16)

道路、橋梁、学校などの社会資本の 整備に要する経費のこと。

特殊詐欺 (P41,52)

電話やハガキ(封書)等で被害者を 信じ込ませ、指定した預貯金口座へ の送金その他の方法により、不特定 多数の者から金銭等をだまし取る犯 罪のこと。

特定健康診査 (P86)

生活習慣病の予防のために、医療保険者が40歳から74歳までの医療保険の加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行っている健診のこと。

特定財源 (P13)

使途が自由な一般財源に対し、使途が特定されている財源のこと。国庫支出金、地方債、分担金、使用料、 手数料、寄附金のうち使途が指定されているもの等である。

特定保健指導 (P86,87)

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高く、健康の保持に努める必要のある方に対して、生活習慣を見直す指導を行うこと。リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

特別会計 (P13,14,16)

一般会計に対し、特定の歳入歳出を 一般の歳入歳出と区別して別個に処 理するための会計のこと。特定の事 業や資金の運用の状況を明確化する のが目的。

都市公園 (P28)

都市公園法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置している公園のこと。



南海トラフを震源とする巨大地震 (P34)

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100~150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと。前回から 70年以上経過しており、次の地震発生の切迫性が高まってきている。

二次救急医療 (P80)

入院が必要とされる患者に対する救 急医療のこと。

認知症 (P88,89)

脳血管障害やアルツハイマー病等による脳萎縮などにより、認知機能が低下し、生活するうえで支障が出ている状態のこと。

認知症カフェ (P88,89)

認知症のご本人と家族が、地域住民 や介護・福祉・医療の専門家と身近 な場所で集い、交流できる場のこと。

認知症サポーター (P88,89)

認知症サポーター養成講座を受講し、 認知症に対する正しい知識と理解を 持ち、地域で認知症の人やその家族 に対してできる範囲で手助けをする 人のこと。

認定こども園 (P94,95)

就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の役割を併せ持つ都道府県に認定された施設のこと。

認定農業者 (P99)

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等から認定を受けた農業者のこと。



8050 問題 (P78)

80 歳代前後の親が主に50 歳代で無収入である子どもの生活を支える問題のこと。ひきこもりの長期化や高齢化に起因することが多く、親が病気や要介護状態になると生活が破綻するケースが多い。

パブリックコメント (P2,5,114,115)

行政が政策や計画などを立案する際に、市民の方からの意見を求める機会を設け、その内容を政策等に反映させる制度のこと。

バリアフリー (P32,84,85)

高齢者・障害のある人等が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方のこと。

PDCA サイクル (P5,116)

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) \Rightarrow Do (実行) \Rightarrow Check (評価) \Rightarrow Action (改善) の 4 段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善するサイクルのこと。

避難行動要支援者支援制度 (P57)

高齢者や障害のある人など自力で避難することが困難な方(避難行動要支援者)の名簿を整理し、災害が発

生した際、または発生するおそれがある場合に地域における助け合いにより、迅速な安否確認や避難支援が必要な方への支援を行う仕組みのこと。

病後児保育 (P94,95)

子どもが病気の回復期にあるときに、 保護者が仕事や病気等により自宅で 看病できない場合、専門施設におい て一時的に預かるサービスのこと。

5G (P7)

第5世代の移動通信システムで、「超高速」であるだけでなく「多数接続」「超低遅延」といった新たな機能を持つことで、身の回りのあらゆる機器がつながり、遠隔地からでもスムーズに操作することが可能となる。

ファミリー・サポート・センター (P74,92,93)

地域において、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、育児について助け合う会員組織のこと。

福祉タクシー券 (P84,85)

重度の障害がある方の社会参加による行動範囲の拡大を図るため、タクシー乗車料金のうち基本料金を助成する券を交付する事業のこと。

扶助費 (P14,16,90)

生活保護、児童・老人・障害者福祉 などの各種法令に基づき対象者を支 援するための経費のこと。

普通会計 (P15)

財政比較や統一的な掌握を行うために、地方財政統計上統一的に用いらる会計のことで、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもの。

フレイル (P86)

年を取って心身の活力が低下した状態のことで、「虚弱」を意味する英語「frailty」を語源として作られた言葉。多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥ると考えられている。

放課後子ども教室 (P68,94,95,110)

すべての児童を対象として、安全・ 安心な子どもの居場所を設け、地域 の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。

放課後児童クラブ (P74,95)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後から保護者が迎えに来るまでの間、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業のこと。

防災 • 減災 (P3,41,44,45)

防災は災害時に被害を出さないよう にすること、減災は被害の発生を想 定したうえで、発生し得る被害を最 小化すること。



マンホールトイレ (P44,45)

下水道管路にあるマンホールの上に 簡易な便座やパネルを設け、災害時 において迅速にトイレ機能を確保す るもの。

民生委員•児童委員 (P52,53,56,57,82)

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、住民の立場で相談、支援を行うことで社会福祉の増進に努める委員で「児童委員」を兼ねる。児童委員は、子ども達を見守り、子育てや妊娠中の不安、心配ごとなどの相談、支援を行う。

メディア・リテラシー (P74)

インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力やメディアからの情報を見きわめる能力のこと。



有収率 (P34,35)

供給した配水量に対する料金徴収の 対象となった水量の割合のこと。

要支援・要介護 (P56,89)

要支援とは、介護は必要ではないものの、日常生活に支援の必要がある状態。要介護とは、日常生活における基本的な動作について、一部または常時介護を要する状態のこと。

要保護児童対策地域協議会 (P92,93)

虐待を受けた子どもを始めとする要 保護児童等に関する情報の交換や支 援を行うために協議を行う場のこと。

4R (P25,38,39)

Refuse 「リフューズ」、Reduce 「リデュース」、Reuse 「リユース」、Recycle 「リサイクル」の総称。リフューズはごみとなるものの受け取りを断ること、リデュースはごみそのものを減らすこと、リユースは何回も繰り返し使うこと、リサイクルは分別して再び資源として利用すること。



連結実質赤字比率 (P17)

すべての会計の赤字と黒字を合算し、 地方公共団体全体としての赤字の程 度を指標化し、地方公共団体全体の 財政運営の悪化度合いを示すもの。

ロードサイドショップ

(P5,6,18,28,29,97,100)

幹線道路等の交通量の多い道路の沿線において、自動車でのアクセスが 主たる集客方法である店舗のこと。

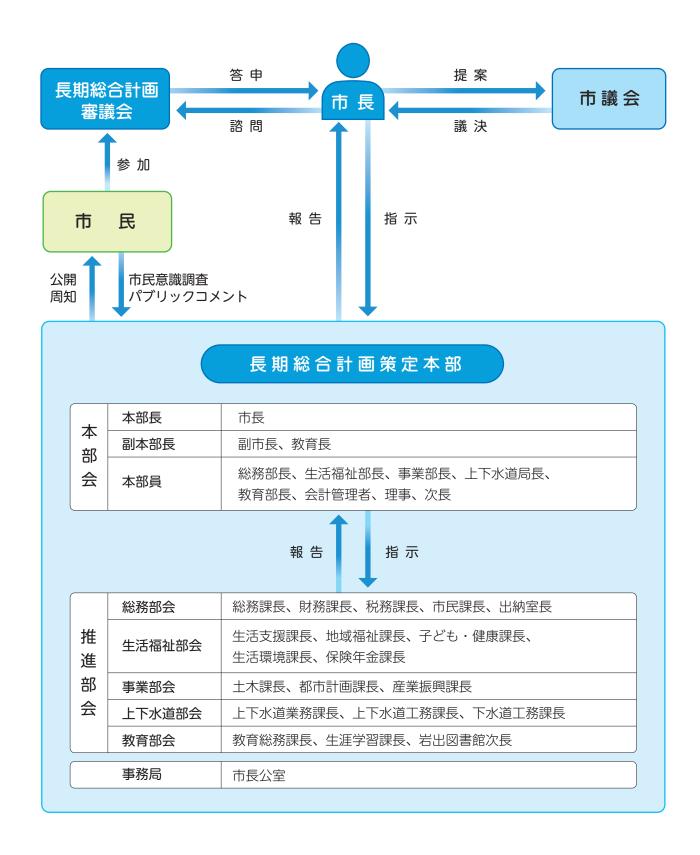
ローリング方式 (P3)

毎年度、環境の変化に応じて事業計画や部分的な修正を行う手法で、計画と現実が大きくずれることを防ぐことができる。

6 次産業化 (P98)

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

岩出市長期総合計画策定体制図



岩出市長期総合計画審議会条例

平成11年10月7日岩出町条例第16号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、岩出市長期総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。 (設置)
- 第2条 市長の諮問に応じ、岩出市長期総合計画の策定について調査及び審議を行うため、岩出市長期総合計画審議 会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 市議会の議員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 各種団体の代表者

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席)
- 第7条 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係市職員及び知識経験者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

手

岩出市長期総合計画審議会委員名簿

(敬省略・順不同)

	氏 名	役 職 名
1	梅田 哲也	岩出市議会議員
号	松下 元	岩出市議会議員
2 号	◎ 仁藤 伸昌	近畿大学生物理工学部地域交流センターセンター長
	藤田 武弘	和歌山大学観光学部教授
	池田 祐輔	日本労働組合総連合会和歌山県連合会会長
	井爪 義之	岩出市老人クラブ連合会会長
	岩上 昌義	紀の里農業協同組合代表理事組合長
	大越 康臣	株式会社テレビ和歌山取締役報道制作本部長兼技術本部長
	奥 美友季	公募委員
	尾﨑紀行	生活環境連絡協議会会長
	柏木 香三	岩出市小中校長会会長
	川端 眞理	那賀振興局長
	岸谷 忠彦	岩出市農業委員会会長
	岸本 和也	那賀医師会理事
	北田 信幸	岩出市観光協会会長
	小西 睦子	公募委員
3	芝﨑 茂夫	岩出市民生委員児童委員協議会副会長
号	杉原 啓二	岩出市社会福祉協議会会長
	柘植、義信	株式会社和歌山放送報道制作局次長
	寺田 信一	岩出市体育協会理事長
	西根が晴	岩出市都市計画審議会委員
	〇 林 定男	岩出市商工会会長
	林 範昭	那賀歯科医師会会長
	林 寛久	紀陽銀行岩出支店支店長
	福田清子	岩出市女性会議副会長
	藤谷 吉明	岩出市区・自治会長会会長
	藤原 鋭	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社総務企画課長
	宮本晴生	岩出市人権啓発推進委員会会長
	村山 嘉伸	岩出市消防団団長
	森川 圭治	和歌山バス那賀株式会社常務取締役支配人

◎会長 ○副会長

役職の異動等により途中で退任された委員

(敬省略・順不同)

氏 名	役 職 名
平井 章司	紀陽銀行岩出支店支店長
湯峰 毅	岩出市区・自治会長会会長
吉田 哲男	紀の里農業協同組合代表理事組合長

岩出市長期総合計画策定本部設置要綱

平成11年5月1日岩出町訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩出市長期総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、設置する組織について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 総合計画を策定するため、岩出市長期総合計画策定本部(以下「本部」という。)を置く。

(組織)

- 第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 本部に、次の役員を置く。
 - (1) 本部長 1人
 - (2) 副本部長 2人
- 3 本部長は、市長をもって充て、本部を総括する。
- 4 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長のあらかじめ指定する副本部長がその職務を代理する。

(所掌事務)

- 第4条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 総合計画案の調査、審議及び決定に関すること。
 - (2) 総合計画の策定について特に必要と認めること。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(推進部会)

- 第6条 本部の運営を円滑かつ効率的に行うための組織(以下「推進部会」という。)を置く。
- 2 推進部会は、総務部会、生活福祉部会、事業部会、上下水道部会及び教育部会とし、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 推進部会に部会長を置くこととし、総務部長、生活福祉部長、事業部長、上下水道局長及び教育部長をもって充て、それぞれの推進部会を総括する。
- 4 本部の者のうち、理事及び次長にあっては、それぞれ担当する推進部会の部会長を補佐する。

(推進部会の任務)

- 第7条 推進部会は、本部の指示により、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 総合計画策定の基礎となる資料の収集、調査及び研究に関すること。
 - (2) その他総合計画に関すること。

(庶務)

第8条 本部及び推進部会の庶務は、市長公室において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

別表第1(第3条関係)略

別表第2(第6条関係)略

*

岩出市長期総合計画策定の経過

年	月日	内 容
	5月7日	第 1 回策定本部会(策定方針の説明)
	5月10日	推進部会 (策定方針の説明)
	6月5日~7月3日	まちづくり子どもアンケートを実施
令和元年	7月25日	第 1 回審議会開催 (審議会委員の委嘱、会長・副会長の選任、諮問、策定方針の説明)
11/10/64	7月30日~8月26日	まちづくりアンケート、定住移住に関するアンケートを実施
	8月1日	第2回策定本部会(第1回審議会の報告、アンケートの説明)
	11月	推進部会(長期総合計画策定に伴うワーキング)
	12月11日	第 2 回審議会 (第 2 次長期総合計画の総括、アンケート調査結果の報告、基本構想概要版の審議)
	2月	推進部会 (基本計画策定に伴うワーキング)
	2月19日~3月19日	基本構想素案についてのパブリックコメント
	3月2日	第3回策定本部会(基本構想素案の検討、基本計画体系骨子案の検討)
	3月25日	第3回審議会(基本構想答申案の審議、基本計画体系骨子案の審議)
		審議会から第3次岩出市長期総合計画の策定について(中間答申) [基本構想]
	4月1日	第4回策定本部会(パブリックコメントの報告、中間答申の報告)
	5月	推進部会(基本計画策定に伴うワーキング)
	7月	推進部会(基本計画策定に伴うワーキング)
令和2年	8月	推進部会(基本計画策定に伴うワーキング)
	9月10日	市議会において基本構想の議決
	10月21日	第4回審議会(基本計画素案第1~3章の審議)
	11月4日	第5回審議会 (基本計画素案第4、5章、将来を見据えた持続可能な行財政運営の審議)
	11月	推進部会(基本計画策定に伴うワーキング)
	11月17日	第5回策定本部会(基本計画案の検討)
	12月9日	第6回審議会(基本計画案の審議)
	12月11日~1月9日	基本計画案についてのパブリックコメント
	1月20日	第7回審議会(基本計画答申案の審議)
令和3年		審議会から第3次岩出市長期総合計画の策定について(答申)「基本計画」
	2月1日	第6回策定本部会(パブリックコメントの報告、答申の報告)

岩公室第208号 令和元年7月25日

岩出市長期総合計画審議会会長 様

岩出市長 中 芝 正 幸

岩出市長期総合計画の策定について (諮問)

第3次岩出市長期総合計画(基本構想・基本計画・総合戦略)の策定に当たり、岩出市長期総合計画策定条例(平成31年岩出市条例第1号)第4条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和2年3月25日

岩出市長 中 芝 正 幸 様

岩出市長期総合計画審議会 会長 仁 藤 伸 昌

第3次岩出市長期総合計画の策定について(中間答申)

令和元年7月25日付け岩公室第208号で諮問のあった標記のことについて、本審議会においてまちの将来像とまちづくりの基本方針などについて審議を行い、別添の「第3次岩出市長期総合計画基本構想(案)」に取りまとめましたので、ここに答申します。

令和3年1月20日

岩出市長 中 芝 正 幸 様

岩出市長期総合計画審議会 会長 仁 藤 昌 伸

第3次岩出市長期総合計画の策定について(答申)

令和元年 7 月 25 日付け岩公室第 208 号で諮問のあった標記のことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり結論を得ましたので、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

【まちづくりの基本目標等展開方針】

5つのまちづくりの基本目標は、各分野における基本的な方針を示したものであり、市の将来像である『活力あふれるまち ふれあいのまち』の実現に向けては、実施計画に定める施策や事業の着実な推進が重要となることから、次の点について留意されるよう要望いたします。

- (1) 今後、人口減少が見込まれる中で、目標人口を概ね現状維持とする提案をしているが、住みたいまち、住み続けたいと思える魅力的なまちを目指し、施策の展開を図っていただきたい。
- (2) 常に、社会経済情勢や市民の意見を把握し、基本目標や実施計画が時代に即したものとなっているのか確認されたい。
- (3) 本計画を実行性のあるものとするため、実施計画に定める施策の進捗状況を点検し、迅速かつ適切に見直しを行う等、着実な進行管理に努められたい。
- (4) 特に、新型コロナウイルス感染症については、先行き不透明の中にあるため、関連する事業は、 実施計画において、毎年、見直しされたい。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策については、今後も事態の推移と国・県の動向を注視しながら鋭意検討を進められたい。